

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部NPO法人担当 (06-6208-9864)
処分課（担当）名	市民局総務部NPO法人担当
処分の名称	特定非営利活動法人に対する改善命令
概要	特定非営利活動法人に対し、改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	特定非営利活動促進法 第42条
処分基準	<p>所轄庁は、特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反したとき ・その運営が著しく適正を欠くと認めるとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000375996.html
備考	